

## 河川協力団体の募集に関するQ&A

霞ヶ浦河川事務所

これまでにいただいたご質問につきまして、回答を含め、とりまとめました。

質問(HP掲載用)	回答(HP掲載用)
募集要項の申請書類に定める「法人等の監査報告書又は収支計算書」は、何年分提出すればよいのですか。	募集要項の申請書類に定める「直近おおむね5年間(当該年度を含む)の活動実績報告書」の当該期間分について、お出し下さい。なお、最新のものが、会計の期間中であるために提出できない場合、あるいは、5年間そろい切らない場合には、その旨を添えて下さい。
募集要項の申請書類に定める「申請資格⑥、⑦の要件を満たすことを誓約できる書類」「申請資格⑩の要件を満たすことを証する書類」は、どのように作成すればよいのですか。	様式自由にて、誓約する旨を明記して下さい。(要押印)
募集要項の審査基準に「直近おおむね5年間にわたり、河川協力団体として活動を行う河川の区間において、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。」とあります。同じ活動内容を、年によって、活動場所を変えています。これは、審査基準を満たさないのでしょうか。	複数の活動場所を包括した区間で、「直近おおむね5年間」の活動であると思なせるのであれば審査基準を満たすものと考えます。
河川協力団体の指定を受けなければ、河川での活動は出来なくなるのですか。	河川協力団体の指定を受けなくとも、河川での活動は出来ます。
河川協力団体に指定されれば、活動実施計画書に示した活動については、一時占用等の申請を不要とすることができますか。	活動実施計画書に示される活動にあっては、具体的な日取りが決まり次第、ご相談下さい。
河川協力団体指定更新の申請は、どのようにすれば良いのですか。	河川協力団体指定の更新は、計画期間(5年)の終了前に、次の期間の計画書を提出していただきます。
河川協力団体の募集は、今回だけですか。	詳細は未定ですが、これからも年1回程度、募集を行っていく予定です。

※ご不明な点がございましたら、お問い合わせ下さい。

霞ヶ浦河川事務所 湖沼環境課

TEL 0299-63-2417、FAX0299-62-4142

Eメール ktr-koshou-kasumi@mlit.go.jp